

綾瀬市立もみの木園
感染症の予防及び蔓延防止のための指針

指定障害児通園施設は、感染症等に対する抵抗力が弱い児童が活動する場であり、こうした児童が多数活動する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければならない。

このような前提にたち綾瀬市立もみの木園(以下「事業所」)においては、感染症の発生、また蔓延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を定め、利用児童並びに職員の安全確保を図るため、本指針を定めるものとする。

1. 基本的な考え方(目的)

感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策を確立し、適切かつ安全で質の高い障害福祉サービスの支援の提供を図ることができるよう、感染症対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内規定および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取り組みを行うこととする。

2. 感染対策のための委員会に関する基本方針

(1) 感染対策委員の設置

事業所では「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。

(2) 目的

1. 事業所の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実施を推進する
2. 決定事項や具体的対策を事業所全体に周知するための窓口となる
3. 事業所における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる
4. 感染症が発生した場合、指揮の役割を担う

(3) 委員会の構成員とその役割

委員会の委員長は、施設長（管理者）とします。

委員会の構成員は、施設長（管理者）及び、児童発達支援管理責任者、感染対応策を担当者とし、必要に応じて職員及び専門家の参画を依頼します。

専任の感染対応策を担当するものを配置します。

必要に応じて、保健所等に助言を仰ぎます。

(4) 感染対策の職員に対する研修に関する基本方針

全職員を対象に、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発をするとともに、事業所における指針に基づき、衛生管理の徹底や衛生的な支援を行うため、年2回以上の研修を行い、年2回以上の訓練を実施します。

3. 感染発生時の対応に関する基本方針

障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（通所系マニュアル）に沿って手洗い・消毒の徹底など感染対策に常に努めます。疾患及び病態などに応じて感染経路別予防策（接触感染、飛沫感染、空気感染）を追加して実施します。報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告します。特定の感染症が集団発生した場合、保健所などと連携を図り対応します。

（１）平常時の対策

1. 施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）
2. 支援にかかる感染症対策（標準的な予防策）
3. 手洗いの基本

（２）発生時の対応

万が一、感染症が発生した場合は感染対策マニュアルや業務継続計画（ＢＣＰ）に従い、感染の拡大を防ぐため、次の対応を図ります。

1. 発生状況の把握
2. 感染拡大の防止（マスクの着用、消毒等）
3. 保健所や市の関係機関との連携
4. 医療処置
5. 行政への報告

また委員長を中心とした事業所内及び関連機関との連絡体制を整備します。

4. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針をセンターに提示するとともに、ホームページに記載し、利用者、その家族、全職員がいつでも閲覧できるようにする。

この指針は、委員会において定期的に見直しを実施し、必要な改正等を行います。

〈附則〉

本指針は令和６年４月１日から適用する